

□第59回委員会(H19. 9. 5開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	頁
委員会	第 58 回	2007.8.29	16:30～ 19:30	みやこめっせ	1)淀川水系河川整備計画原案について 2)原案説明の内容と所要時間について 3)今後の審議の進め方について 4)淀川水系の現状と課題について 5)その他	P2
現地視察	—	2007.8.31	8:50～ 17:50	桂川・宇治川・ 琵琶湖ルート	—	—
現地視察	—	2007.9.3	8:50～ 17:00	木津川ルート	—	—
委員会	第 59 回	2007.9.5	13:30～ 16:30	大阪会館	1)前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見 について 2)治水・防災(淀川・宇治川、木津川、桂川)に関する基本的考 え方について	P4
運営会議	第 88 回	2007.9.7	13:00～ 14:00	梅田センター ビル	1)10 月以降の会議日程調整について 2)その他	作 成 中

淀川水系流域委員会 第 58 回委員会 (2007. 8. 29 開催) 結果報告		2007.9.7 庶務発信
開催日時	2007 年 8 月 29 日 (水) 16 : 30 ~ 19 : 45	
場 所	京都市勧業館 みやこめっせ B 1 F 第 1 展示場 A 面	
参加者数	委員 16 名、河川管理者 (指定席) 21 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 202 名	
<b>1. 決定事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 月はスケジュール通りに委員会を開催する。配付資料は事前に送付し、各委員会の説明内容も事前に知らせる。欠席した委員には、河川管理者と庶務でフォロー (会議概要の説明等) を行う。</li> <li>・ 審議資料 4 「淀川水系の現状と課題」については、第 59 回委員会にて審議する。質疑や課題点があれば、庶務に意見を提出する (9/3 締切)。</li> <li>・ 運営会議の傍聴について、一般傍聴可 (発言は不可。会場に合わせた人数制限有) とする。</li> </ul>		
<b>2. 報告</b> ：庶務より第 57 回委員会(07.08.09)以降の会議開催経過について報告がなされた。		
<b>3. 審議の概要</b>		
<b>①淀川水系河川整備計画原案について</b>		
河川管理者より、配付資料「淀川水系河川整備計画原案について」、審議資料 1-2「淀川水系河川整備計画原案 基礎案 比較表」、審議資料 1「河川管理者からの説明項目と所要時間」について説明がなされた。		
<b>②今後の審議の進め方について</b>		
審議資料 3 「検討スケジュールについての委員からの意見」を参考に今後の審議の進め方について検討がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 87 回運営会議にて、河川管理者の要請に応えるために精力的に委員会を開催したいと考え、9 月中の委員会開催日を決定した。ただ、委員から「委員就任要請時の河川管理者から説明では、会議は月 1 ~ 2 回程度の開催予定という説明を受けた。月 5 回開催では出席したくても出席できない。再考してほしい」といった意見が寄せられた。今後、どのように審議を進めていけばよいか、ご意見を頂きたい (委員長)。</li> <li>・ あらかじめ、各委員会での説明内容を示してもらい、配付資料もこれまで以上に早めに配布して欲しい。また、出席できなかった委員会の補完説明をお願いしたい。</li> <li>・ 整備計画原案には具体的なコストや整備のスケジュール等が示されていない。河川管理者によれば、原案の説明に 15 時間が必要とのことだが、3 時間程度で説明できるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 今後の説明の中で、コストやスケジュールといった量的なものについても説明していく (河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ 河川管理者は、原案審議に必要な時間をどの程度で見積もっていたのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 当初は、専門分野に分かれた審議を並行して行い、9 ~ 10 月までに原案の説明を終えた後、委員会で意見の集約等をして頂くという流れを想定していた。原案の説明時間 (15 時間) は、再説明も含まれているので、多めに見積もられている (河川管理者)。</li> <li>→ 15 時間の説明は、整備計画原案の内容を密に説明するために必要な時間だ。このため、これまでの意見交換の積み上げや原案と基礎案で重複している部分を省けば、説明時間は短くなる。まず原案を見て頂き、委員から重点的に説明すべき箇所を教えて頂いた上で説明するというやり方も可能だろうし、最初に原案の概要を説明してから必要に応じて説明を追加するというやり方もできるだろう (河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ 委員会に出席できない委員は必ず出てくる。委員の認識に差が生まれて議論できないという状況もあり得る。欠席委員へのフォローは可能なのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 欠席した委員の希望に添えばよい。書面による説明でよければ書面で説明し、河川管理者からの説明が必要なら直接説明をしてもらえばよい。</li> <li>→ 基本的には、欠席した委員のご都合に合わせて説明に伺うようにする。質疑に即答できない場合は後日対応というケースが出てくるかもしれないが、その点はご了承いただきたい (河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ とりあえず、スケジュール通りに委員会を開催してはどうか。まずは原案の全体を説明してもらい、個別の説明の中で問題が出れば柔軟に対応していくということでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 9 月はスケジュール通りに委員会を開催する。配付資料は事前に送付し、各委員会での説明内容も事前にお知らせする。欠席した委員については、河川管理者と庶務でフォローをする。10 ~ 11 月の委員会については、早めに日程を抑えておく必要があるため、全委員に日程確認をした上で運営会議でスケジュール案をつくり、委員に諮る (委員長)。</li> </ul> </li> </ul>		

→原案の説明では、軽重をつけて効率的な説明をするということにより(河川管理者)。

→それでよい。不足点や質問事項があれば、あらためて説明をお願いする(委員長)。

- ・原案の審議は非常に重要だ。基礎案と大きく違っている部分もあるので、かなりの審議が必要になる。12月中の意見提出を目標とするが、河川管理者には徹底的に説明責任を果たしてもらいたい。制限時間が来たからといって審議を打ち切るといようなことだけはやめて頂きたい(委員長)。

→まさに委員と河川管理者の信頼関係の話だ。河川管理者から一方的に時間切れを宣告できるはずがない。信頼関係を持って、きちんとやらして頂きたい(河川管理者)。

### ③淀川水系の現状と課題について

河川管理者より、審議資料4「淀川水系の現状と課題」について説明がなされた後、委員より「淀川水系の現状と課題——継続委員の認識——」について説明がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・新しい川との関わり方(ブラックバス放流、4WD車による河川への進入、水上バイク等)が問題を引き起こしているという点も追記していただきたい。

→バイクやラジコン等の利用面における課題については書かせてもらっている(河川管理者)。

- ・住民の川の生き物に対する考え方や意識に関する資料はないか。

→川の生き物に関する住民へのアンケートはできていない。今後そういった取り組みが必要ということであれば、ご意見を頂きたい(河川管理者)。

### ④その他

- ・一般傍聴者の効果的な意見の聴き方(どのタイミングで聴くか等)について運営会議で審議して頂きたい。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・現地視察については一般参加可なのか。喜撰山ダムの視察をしてほしい。河川整備計画原案では津波について大きく取り上げられていない。「川を流域住民がとりもどすための全国シンポジウム 意見書」について、可能な範囲で河川管理者の回答をお願いしたい。

→現地視察は一般参加も可能だが、移動手段の手配等はできない。自助努力で参加頂きたい(委員長)。

- ・河川管理者の想定している審議スケジュールが乱暴だ。これを受け入れる流域委員会もどうか。整備計画原案を短時間で審議してしまうのはあまりにも乱暴過ぎる。審議スケジュールを見直して欲しい。

- ・基本方針検討小委員会は、治水の目標数値である基本高水を、元の工事実施基本計画の数値をほとんどそのまま踏襲するような決め方をしている。ピーク流量分の最大流量値をもって基本高水流量としているのがほとんどで、これは確率論からすれば完全に間違っただけ(参考資料1 No774)。委員会には、これは間違っただけであると認識して頂いた上で、今後の審議を進めて欲しい。

- ・整備計画原案の内容がいいかげんだ。委員会はまともな原案を河川管理者に出させてから審議して欲しい。例えば、塔の島は瀬田川ではなく宇治川だ(審議資料1-1 P62)。宇治川については地域住民や観光協会等の意見を踏まえた内容になっていない。また、これまでの塔の島地区の河川整備の反省がなされていない。委員会には、調査検討中のため十分な審議ができていない宇治川に関する集中的な審議をお願いしたい。

- ・流域委員会のこれまでの審議や意見が整備計画原案には反映されていない。原案には「新たな川づくりを目指す」という考えが込められていない。委員会には、ゼロからの審議という覚悟を持って審議をして欲しい。

- ・委員会には緊張感を持った議論をして頂きたい。傍聴者は委員を評価しながら聴いている。欠席委員については、ビデオと配付資料を送付してはどうか。欠席委員はビデオを見て自らフォローして欲しい。整備計画原案の出来が非常に悪い。基本方針は論理性を持っているが、原案は不誠実であり、論理性にも欠いている。河川管理者には「淀川を世界一の河川にする」という気概を持って頂きたい。また、河川管理者には原案の作成に必要なはずのバックグラウンドの資料も提出して頂きたい。

- ・新規委員公募時には月1～2回の開催予定という説明だったが、原案の説明に15時間必要だという理由を河川管理者は説明する必要がある。整備計画原案は「余野川ダムは30年以内に実施時期を検討する」というように思える。重要な変更点なので、マスコミも取り上げて欲しい。基本方針に関する議論もして頂きたい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第59回委員会（2007.9.5開催）結果報告		2007.9.10 庶務発信
開催日時	2007年9月5日（水）13:30～17:00	
場所	大阪会館 1F A+B+Cホール	
参加者数	委員12名、河川管理者（指定席）21名、一般傍聴者（マスコミ含む）234名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の第60回委員会(9/10)では、河川管理者から「環境」についての説明を受け、審議する。</li> <li>・ 委員と一般傍聴者は、河川管理者の説明に対する質問があれば、9/12までに庶務に提出する。質問については、第61回委員会(9/19)にて、河川管理者に説明してもらう。</li> <li>・ 「淀川水系の現状と課題」についての質問や意見については、今後、各項目の中で河川管理者が説明してもらう。</li> </ul> <p><b>2. 報告：</b>庶務より、第58回委員会(07.8.29)以降の会議開催経過について報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>①前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について</b></p> <p>委員より、審議資料1-1「淀川水系の現状と課題についての委員からの質問・意見」について説明がなされた。主な説明は以下のとおり（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の要望と流域全体の利益の整合性をどうとるか。基本的に地元市町村は河川管理に関わっておらず、治水安全度が上がれば宅地開発が進んでしまうというジレンマがある。水系全体の総合治水を考えていく必要がある。</li> <li>・ 原案は直轄区間に限定されすぎている。府県管理区間にある多数の堰やダムをどう考えるのか、記述が欲しい。また、環境基準については「概ね満たされている」としているが、環境基準そのものを見直しかいかないといけない。</li> <li>・ 超過洪水対策としてスーパー堤防しかあげられていない。完成までには数百年かかると思われるが、この間をどうするのか。渇水時の水融通や農業用水については、時期が来れば、回答をお願いしたい。</li> <li>・ 原案では「検討結果が出た時点で整備計画の変更を行う」としているが、基礎案から考え方が変わったのか。</li> <li>・ 基礎案では、さまざまな施策の実施や検討が盛り込まれている。Plan・Do・Check・Actionが淀川水系の河川整備の基本だと思っているが、河川管理者は、これを踏まえて基礎案から現状がどのように変化したのかを説明した上で、原案の「淀川水系の現状と課題」を示すべきではなかったか（委員長）。</li> <li>・ 河川管理者には、原案の重要な争点に絞った資料作成と説明をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>②治水・防災（淀川・宇治川、木津川、桂川）に関する基本的な考え方について</b></p> <p>河川管理者より、審議資料2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淀川、宇治川、木津川、桂川の河川整備や川上ダム、大戸川ダムについての説明が終わったということだが、河川管理者の説明に納得できた委員も傍聴者もない。非常に重要なテーマなので、河川管理者には「ここまで説明してもわからないのか」というくらいまで説明して欲しい（委員長）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→内容については補足しないといけない部分もある。基礎案と違っている部分について説明したつもりだが十分ではないということなので、委員から頂く質問とあわせて再度補足説明をしたい(河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ 基礎案では「計画規模に対する対策」については書かれていない。また、超過洪水についてはスーパー堤防しか記載されていない。基本方針小委員会では、超過洪水についてどのような議論がなされたのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→河川整備をしていない状態で洪水が来ると上流で溢れる。上流の整備をすると超過洪水の時に下流に負荷がくるが、このような時はもともと溢れる場所で溢れるのが基本だろうという議論をしていた(河川管理者)。</li> <li>→ソフト対策には、情報（教育）とマネジメントがある。原案におけるソフト対策は、前者の意味で使われているが、どのように淀川水系をマネジメントするのかという視点で原案を書いて欲しい。原案は、戦後最大の戦後最大洪水で被害を出さないようにするという視点でテクニカルに書かれているが、異常な降雨が発生している現状では、超過洪水対策としてスーパー堤防しか書かれていないのは、地域にとって大変不安だ。</li> </ul> </li> <li>・ 河川整備計画は30年間で完結するものではない。その先の目標が必要だ。大戸川ダムや川上ダムにしても30年先にどうするのか。国や府県として、30年先の計画をどうするのか。最悪のシナリオ（超過洪水対策）について検討すれば、整備の優先順位も見えてくるだろう。</li> <li>・ 原案に書かれている「計画規模洪水」や「戦後最大洪水」について説明をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→下流能力が不足している地域があるので河道を改修して、少なくとも戦後最大が流れるようにする。この状態で、計画規模の洪水が流れるときに下流枚方地点で計画高水位より下回るよう上流で対策をとる(河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ P18 2行目「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する」は、どういう洪水を対象に考えているのか（委員長）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→計画規模洪水でいろいろなパターンを考えて、下流の流量増が起こらないようにする（河川管理者）。</li> <li>→そもそも下流の有堤区間は下手をすると破堤するから、P18 2行目の記述があるのだと思うが、そうであれば、計画規模洪水だけのチェックでよいのか（委員長）。</li> <li>→国としての超過洪水対策に対する基本姿勢が必要だが、現状では、スーパー堤防しか見えない。例え</li> </ul> </li> </ul>		

ば、水害が起きても床上浸水が発生しないようにするといった基準や越流を前提にした堤防の補強が必要だ。

→超過洪水が来れば桂川等の中流部では越水が続く状況になり、淀川下流では計画高水位を越えて水位があがる。その時に下流が破堤しないようにどう判断するかということになるだろう（河川管理者）。

→そういった時間的な状況も含めた説明が欲しい。流域全体を考えれば、巨椋池を元に戻すこともあり得ないことでない。原案には優先順位を考えて被害が大きなところから抑えるという視点がないことが問題だ。

→基礎案では破堤による被害の軽減に取り組むというのが骨太の方針だったが、これが原案で全くないのはなぜか。「戦後最大洪水を流して駄目なところはダムでカットする」という説明になっている（委員長）。

- ・魚類にとっては氾濫した方がよい。氾濫源を補償するといった政策を検討できないか。
  - 淀川での氾濫源は人家が密集しているところになる。これについては少なくとも戦後最大まで整備をしていこうということだ。少しでも安全度を上げたいという思いがある（河川管理者）。
- ・委員会は、いかなる洪水でも壊滅的な被害を軽減させるために超過洪水を想定し越水対策をしないとイケないということを強く述べてきた。しかし原案には、浸透対策と洗掘対策しか書かれていない。「上下流バランス」とはたんなる水量のバランスではないか。きちんと説明して欲しい。
- ・河川管理者は、代替案を検討してきたのか。今後も流域委員会とともに代替案を検討していくつもりなのか。
  - 委員会、住民、自治体の意見を聴きながら原案を向上させていくという姿勢は変わっていない。代替案については説明をする（河川管理者）。
- ・一定の外力を想定して越水させないことを前提にしているという論理だが、これは現在の堤防では越水すれば破堤が予想されるからだろう。河川管理者は、越水するだけで破堤しない場合の被害総額を検討しているのか。
  - 現時点では全ての計算が終わっているわけではない。必要であれば出したい（河川管理者）。
- ・治水安全度を高めるためには住民の協力が必要だ。河川整備計画はそこまで押さえておく必要がある。全て地域で同じ治水安全度にするのは無理な話だ。公正公平を国としてどう考えるかを示して欲しい。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：9名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・天ヶ瀬ダム再開発の河川改修工事によって宇治川の景観と環境が破壊されているので修復を図る必要がある。また、締切堤、導水管と亀石遊歩道の撤去について検討して欲しい。塔の島の流下能力は、治水と景観問題の交差点と考えられる1200m<sup>3</sup>/sで検討してほしい。
- ・原案の内容は「1/200対象洪水」を「戦後最大洪水」に置き換えただけだ。結果としては、減災ではなく増災につながってしまうのではないか。河川管理者には、500回以上の会議で練り上げられた委員会と河川管理者の共通の思いを精読し、重く受け止め、河川法や委員会の規約に基づいて原案に反映して欲しい。委員会には、原案がこれまでの委員会の審議に沿ったものかどうかについて審議して頂きたい（参考資料1 No781）。
- ・河川管理者は、全国で同じような方針で整備を進めている。「公共工事3%削減」を押しのけたいと思っているようだ。官僚が体制を維持しようとしている現れだ。まずは基本方針の撤回を求めるべきだ。
- ・河川管理者の説明はわかりにくかったが、淀川下流の流下能力を上げ、差し引きで川上ダムと大戸川ダムが必要という論理だろう。審議資料2では、川上ダムの整備によって岩倉地点で200m<sup>3</sup>/s下がり、枚方地点で400m<sup>3</sup>/s下がるということだが、数十キロ離れた地点での貯留効果はほとんどゼロに近いはずだ。これは、数値等をきちんと検討せずに作った資料だ。河川管理者は効率性を重視して急ぎ過ぎている。確実性を重視して審議すべきだ。
- ・治水安全度が高まれば宅地開発が進んでしまう。同じことを繰り返すのではなく精査した上で議論して欲しい。
- ・委員の辞任と補充については、委員会が決めて河川管理者が任命する。河川管理者に提案権はない。流量にどれだけ信頼性があるのか、数値的な検討が必要。河川管理者は曖昧な計算で導き出されたHWLをもとに事業をしようとしている。数値をチェックするためのバックデータを示してもらいたい。委員会はいかなる洪水に対しても壊滅的な被害を避けるということで計画高水を議論しなかったが、原案では「戦後最大洪水」が突如として出てきた。この変化についても審議をして欲しい。
- ・上下流のバランスという名の下に、下流の堤防対策が浸透対策等の堤防補強とスーパー堤防しかない。現実的にはスーパー堤防はできない。流域対応はどうなったのか。原案はたんなる数合わせだ。基本高水をクリアすれば治水対策は完結するのか。整備計画では、越水対策（堤防補強）を真剣に検討すべきだ。
- ・淀川左岸線としてトンネルが計画されているが、河川管理者として容認されるものなのか。震災の際には河口はボロボロだったが、大丈夫なのか。議論して欲しい。
- ・河川管理者の説明では、浸水を想定する際の数値は昭和28年13号、琵琶湖の治水対策は明治29年洪水、流下能力の計算は昭和47年20号の1.53倍、大戸川ダムが整備された場合は昭和28年13号の1.18倍を対象に計算されている。なぜ分けて検討するのか。また、ハイブリット堤防についてはどうなっているのか、説明して欲しい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳

細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。